

12月議会一般質問議事録（抜粋）

みなさん、こんにちは。新生市民クラブの大塚正俊です。通告しております3点について質問します。

1. 持続可能な財政運営

（1）平成25年度予算編成に向けて

日本経済は、この1年程度を振り返ると、東日本大震災による打撃、世界経済の減速などにより目まぐるしい対応に迫られ続け、今後においては復興需要が引き続き発現する中で景気回復へ向かうことが期待されています。

こうした状況のもと、政府では、日本を活力にあふれる国家として再生するための方向性を指し示すものとして、本年7月に策定した「日本再生戦略」を踏まえ、「平成25年度予算の概算要求組替え基準」において、我が国経済の再生・成長に向けた大胆な予算の組替えを行うとともに、東日本大震災からの復興対策、防災・減災対策等に重点を置くとし、中期財政フレームにおいては、「地方の一般財源の総額について、平成24年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保する」としています。

地方財政については、本年9月に総務省から公表された「平成25年度地方財政収支の仮試算」では、平成24年度と同様に地方全体の財源不足額が10兆円を超え、その大半を臨時財政対策債でまかなう見通しであり、地方財政は依然として厳しい状況が見込まれています。

中津市においては、第2期行財政改革5か年計画を策定し、普通交付税の一本算定を迎える平成32年度を睨んだ財政基盤の確立をすすめていますが、7月豪雨災害による財政調整基金繰入など予期しない財政出動や少子高齢化の進展による社会保障経費の増大など、義務的経費を中心とする経費負担の増大により、今後厳しい財政運営が続くと見込まれる。

このような状況のなかで、平成25年度予算編成にあたり、仕上げの3期目として、市長としてどのような方針を示したのかお聞きしたいと思います。

①平成25年度当初予算編成方針と重点施策のポイントは、

【答弁】

国は、平成24年8月17日に閣議決定された「平成25年度予算の概算要求組替え基準について」において、「日本再生戦略を踏まえ、大胆な予算の組替えにより、成長と財政健全化の両立を図る」ことや「持続可能な財政・社会保障制度の構築」、「東日本大震災からの復興対策、防災・減災対策」等を重点化するとしています。また、平成25年度から平成27年度を対象とする「中期財政フレーム」では、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成24年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしています。

こうした国の情勢を踏まえつつ、「第２期 中津市行財政改革５ヵ年計画」に基づいた、持続可能な財政基盤の確立を図ると同時に、厳しい財政環境下にあっても、「第４次中津市総合計画」に基づく本市の将来を創造するための中・長期的な取り組みを着実に実施することや、本市が直面している諸課題への確に対応するための予算を編成していきます。

また、重点施策としては、福祉の里づくりや学びの里づくり、観光振興、災害に強いまちなど市長の市政３期目に掲げた公約に沿った事業を推進し、もって活力のある明るく将来性に満ちたまちづくり、５市町村合併の成果を生かした一体的な地域づくりの実現を図っていきたいと考えています。

②平成２５年度当初予算要求の各課のヒアリングを１１月にやってきたと思うが、各課からの概算要求額は、

【答弁】

１１月にヒアリングをしてきましたのは事務的経費であり、投資的経費は１１月３０日に各課から提出を受け、先日集計が終わったところです。その要求額は４０５億８８２７万２千円で、昨年の要求段階の額と比較しますと３億９７５５万５千円の増額要求となっています。

③今後の予算査定における第２期行財政改革５ヵ年計画の平成２５年度歳入総額； ３９１億円、起債借入額；５１億円、基金繰入額；１億３千万円、普通建設事業費；６５億円との整合は、

【答弁】

予算編成にあたって、第２期行財政改革５ヵ年計画との整合性についてですが、計画そのものは決算ベースのため、予算上では枠をオーバーする場合があるなど単純に比較できるものではありませんが、予算編成にあたりましては、計画との差額を比較するなど常に編成過程の基本において取り組んできています。

平成２５年度当初予算編成にあたりまして、第２期行財政改革５ヵ年計画を基本としつつ、第四次中津市総合計画に基づく、中・長期的な視点を基に、中期実施計画に掲げられた事業や各部局から提出された要求内容について、全体を見ながら弾力的に対応していきたいと考えます。

（２）普通交付税の一本算定（平成３２年度）への対応

県は、合併の特例措置としての普通交付税の「合併算定替え」が県内でも平成２７年度以降に縮小、終了するのを控え、県下１２の合併市と合同で財政状況や算定方法を調査する研究会を設置しました。中津市では、平成２７年度より優遇措置が縮減され、平成３２年度には平成２４年度の普通交付税（１１６億２１３８万円）で試算すると９１億７５２６万円となり、約２４億４６１２万円が減額されると推計されている。

中津市は、合併後の平成18年1月から行財政改革緊急2ヵ年計画、第1期・2期行財政改革5ヵ年計画を策定し、平成32年度を睨んだ財政計画を策定してきた。そこで、①一本算定をにらんだ合併後の財政運営の基本方針と中津市にとって研究会で検討すべき必要な課題とはなにか。

【答弁】

基本方針としましては、第2期行財政改革5ヵ年計画に掲げられた行財政改革を進めていくことです。また、ご指摘のように9月に大分県と県下合併市12市財政担当者による「合併市における普通交付税の算定方法等を考える研究会」が県の呼びかけにより発足しました。

研究会では、普通交付税の算定に係る「合併算定替」の段階的縮減やその後の終了を見据え、合併市の特有な財政需要などについて、県と合併市が協働で調査・研究を行い、必要に応じて、国に対する地方交付税の制度改革の意見・要望等に向けた取り組みを検討していくこととしているところであり、本市としましても、研究会の方針に沿い、合併前の行政ニーズを引き継ぎつつ旧町村部地域の新たな住民ニーズへの対応など、合併後に生じた経費や合併しても削減しづらい経費など合併の準備段階では想定しきれなかった財政需要を調べることから始め、実態に見合う制度設計の提案作りに携わっていきたいと考えています。

②中津市は現段階で、平成32年度に普通交付税が約24億円削減される一本算定に対応できる行財政構造となり得ているか。

【答弁】

総務省は、合併算定替の期限終了に向け、交付税制度全般を見直す方針であるようですが、それはそれとして、現時点において見込まれる一本算定に対応できるようにするためにも第2期行財政改革5ヵ年計画に掲げられた諸施策を着実に推進していくことが必要であると考えています。

第2期行財政改革5ヵ年計画に沿って進めていけば、一本算定に対応できる行財政構造となっているということで、次に、

(3) 合併特例債の発行期限延長に対する対応

今年6月27日、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例債の発行可能期間が延長されることとなった。合併特例債は、新し建設計画に盛り込まれた事業に使用することができ、充当率95%、元利償還金に対する交付税措置率70%と非常に有利な地方債ではありますが、あくまで借金であることには間違いがありません。中津市では、今回の改正で平成26年末の発行期限が平成31年度末まで5か年間延長することが可能となった。

そこで、

①合併特例債発行可能額と第２期行財政改革５ヵ年計画における発行予定額

【答弁】

借入限度額自体は変わりません。建設事業分が２８０億５千万円、基金積立分が３０億１千万円の計３１０億６千万円です。第２期行財政改革５ヵ年計画における発行予定額は、平成２５年、平成２６年の２年間で計７５億円を予定しています。

②合併特例債の平成２７年度以降の発行の考え方は、

【答弁】

合併特例債の発行期間延長に対応した発行について、現在の計画上の借入額からして限度額と比較して約４０億円の発行可能額が残ると見込まれておりますが、今後の財政収支の推計や中期実施計画などを踏まえ、発行していきたいと考えています。

③約４０億円の合併特例債発行額に見合う他の起債の縮減が必要で、行財政改革５ヵ年計画の起債借入上限額の厳守が必要と考えるが。

【答弁】

起債借入額については、第２期行財政改革５ヵ年計画において、起債発行にかかる交付税算入分を控除しました実質的な投資額でコントロールしていくこととしています。

なお、起債残高について、交付税算入分を控除した実質的な起債残額は減少傾向であり、今後も過度の後年度負担とならないよう留意していきます。

④合併特例債の発行期間を延長するためには、合併前に策定した新市建設計画の見直しが必要となるが、延長する期間、事業内容の見直し、法的な変更手続きの時期は、

【答弁】

新市建設計画は、新市の一体性の速やかな確立を目指すとともに、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上に向け様々な事業が実施できる計画となっております。よって、事業内容を変更する必要は無いと考えています。ただし、合併特例債の発行期限が延長されたため、計画書の期間を平成３１年度までに変更する必要があります。

なお、変更手続きについては、新市建設計画変更（案）を作成した後、合併特例法（旧法）（昭和４０年法律第６号）第５条の規定にそって、県知事との協議、市議会での議決、総務大臣及び県知事への計画送付の手続きが必要となります。期間としては、半年くらい必要と想定されますので、議会の議決の時期を現在のところ、平成２６年１２月議会と考えていますが、県とも協議しながら準備を進めていきます。

(4) 地方交付税の11月支給分の遅延への対応

公債発行特例法案は、政府野党の政争の具に使われ、遅ればせながら平成24年11月16日に成立し、平成27年度までは赤字国債発行を認めるというおまけまで付いた。遅延の影響で、本来11月2日に支払われるべき地方交付税約28億9千万円が遅延され、11月19日に支払われるという不測の事態となった。

すでに、法律も成立し、市の財政に与える影響は、現在のところないと聞いていますので、次の質問に入ります。

(5) 7月の豪雨災害の復旧対策に伴う財政需要の見通し

予想だにしなかった7月の記録的な豪雨によって甚大な被害が発生し、災害関連予算として7月補正で約16億7千万円、9月補正で約33億6千万円、12月補正で約2億7千万円もの補正予算を組むこととなった。

そこで、

- ①災害復旧事業による財政負荷として、災害復旧にかかる総事業費、一般財源、起債発行額、実質的公債費の額はどの程度か。

【答弁】

7月豪雨災害に係る7月補正から12月補正までの一般会計予算総額は約52億3千万円、そのうち一般財源は約18億4千万円、起債発行額は約11億9千万円となっています。

また、実質的な公債費の額ですが、災害に係る起債ということで、ほぼ交付税算入されるため、これを除いた市の実質負担額は約5000万円ほどです。

なお、これから激甚災害による補助金の補助率の増嵩が見込まれるため、相対的に起債発行額は低減するため、実質負担額はさらに下がることになります。

- ②災害復旧事業費の増による第2期行財政改革5か年計画における投資的経費のH25年度分65億円の見直しは、

【答弁】

予期しえない災害により想定外の支出が必要となり、執行状況等を踏まえ今後の財政推計において後年度の投資的経費の額を見直す予定であります。

なお、平成25年度の予算編成にあたって、第2期行財政改革5か年計画における投資的経費は決算ベースのため、予算上では枠をオーバーする場合があるなど単純に比較できるものではありませんが、「次世代のまちづくり」に必要と思われるものは、全体を見ながら弾力的に対応していきたいと考えます。

- ③今回の災害により、第2期行財政改革5か年計画の見直しが必要と考えるが、

【答弁】

災害復旧事業費の影響、及び合併特例債の5年間延長に伴い計画の見直しが必要であると考えています。

2. 店舗、飲食店、作業所等の中小企業の災害復旧に向けた支援策の拡充

中津市は、本年7月のかつて経験したことのない記録的な豪雨に伴う河川の氾濫等により、行方不明者1名、家屋や店舗、工場、旅館等の全壊、半壊、床上、床下浸水被害や道路の崩壊、橋りょうの損壊、農地災害等の甚大な被害を受け、国の激甚災害の指定、災害救助法の指定を受けた。

今回の豪雨災害による中津市における商工労働関係被害は県の資料によると106か所、総額3億9300万円にも達し、床上浸水以上の被害として店舗・事務所49戸、工場・作業場16戸が市から報告されている。今、被災地域では、地域の経済や観光、雇用、生活を支えてきた被災中小企業に対する復旧支援が求められている。

そこで、

(1) 現行の中小企業への支援策は、

【答弁】

今年7月の九州北部豪雨に係る特別相談窓口の設置状況や融資制度等の情報提供は中津市並びに中小企業庁等のホームページでいたしております。

具体的には、中小企業者の経営等に対する相談窓口は各地域の商工会議所や商工会等に開設。また、金融支援につきましては、政府機関である(株)日本政策銀行や(株)商工組合中央金庫が実施する災害復旧貸付や県の制度である地域産業振興資金(九州北部豪雨等災害復旧特別融資)を低金利で利用することができます。

(2) 中小企業には、低金利融資しかないのです。そこで、市に寄せられた義援金の額等については、奥山市議の質問に対して、

中津市にお寄せいただいた義援金は、10月9日時点で約4200万円、大分県から約5600万円、合計約9800万円を県と同様に人的被害・住家被害(個人住宅のみ)を対象に義援金の配分をしたことが明らかになりました。そこで、

(3) 今後の義援金の配分の予定及び配分基準は、

【答弁】

今後の義援金の配分予定及び配分基準につきましては、大分県からの第3次配分の有無及び10月10日以降、中津市にお寄せいただいた義援金の状況をふまえ、しかるべき時期に義援金配分委員会を開催し決定する予定です。

- ①中小企業には、被災者生活再建支援金や義援金もない状況にある。そこで、今後の義援金の配分の予定と特別融資制度しかない中小企業等の非住家への配分について、日田市、宮古市の例のように実績があるわけです。そこで、義援金配分委員会で中小企業等の非住家への配分について、市として提案する考え方があるのかどうかを再度お聞きします。

【答弁】

日田市では、当初中津市と同様に住家のみの方向性でしたが、状況を判断して非住家にも配分したと聞いています。中津市としてもそういう状況を踏まえて、今後の配分委員会の中で検討課題になってこようかと思います。

- ②日田市の状況を踏まえて検討していくということですが、義援金がどのように配分されたのか、地元で意見を聞いてみました。人が住んでいる住家に義援金は配付したが、被災を受けた店舗等には義援金が一銭もでていないと説明すると、それは不公平だと言う意見が大半でした。ですから、そのような意見も含めて配分委員会の中で論議し、良い結果が出ることを期待します。

(4) 新たな中小企業支援補助金制度の創出

政府は、昨年3月の東日本大震災の被災地域の早期復旧・復興、雇用の維持等に努めるため、新たに中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を創設し、宮城県は国の補助対象とならない事業所に対して、中小企業施設整備復旧事業、商店復旧支援事業、観光施設再生支援事業を創設しました。

また、宮城県栗原市では、国・県の補助対象とならない商店・飲食店・製造業等の小規模企業者の再建に向けた施設・整備の復旧費に対して、補助率1／3、補助上限100万円の補助制度を市単独費で創出しました。

この中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業は阪神・淡路大震災の際には存在せず、私有財産の形成に資する支援は実施しないとするそれまでの原則を乗り越えて、事業者に対する直接支援制度を創設したという点で画期的であり、東日本大震災で被災した中小企業では、本年8月末で329グループ、補助金総額約2906億円にも達しています。

そこで、

- ① 国・県に対して、東日本大震災で創設した中小企業等グループ施設等復旧整備補助の適用や県独自の制度の創出を要請する予定はないか。

【答弁】

7月の九州北部豪雨後、被災者の復興を支援するため大分県が中小企業者向けに実施しています「災害復旧融資」の利率引下げを県に要請したところ、直ちに1.8%を1.0%に引き下げることを決定してくれました。また、国においても迅速な相談窓口の設置や金融支援策を講じてくれていますので、これ以上の新たな支援制度を要請する考えはありません。

せんが、九州知事会が国に対して支援制度の拡充を要望しているとのことであります。

②九州３県が要望を上げていただいているのに、被災を受けた一番身近な基礎自治体である中津市が、大分県市長会や九州市長会を通じて、国に要望書を上げるとか、そんなことが考えられないのですか。

【答弁】県議会でも、先の１２月５日の一般質問で同趣旨の質問が行われていますが、県の考え方として、今回の豪雨災害被災３県（大分県、熊本県、福岡県）の発案で、国に対して九州地方知事会から、生業に必要不可欠な店舗建物等も支援対象とするよう、被災者生活再建支援法の改正を求めていると答弁しています。そのような県の状況を踏まえ、市として九州地方知事会の要望を盾に、支援のお願いをしていきたいと思っております。

③中津市の商工業者に対する姿勢が良く分かりました。これを良しとはしませんが、商工業者の再建は、まず事業者の復旧・復興にかける思いとやる気が必要不可欠であり、それを促すきっかけの一助として公的支援があるものと考えております。

そこで、地域振興や観光浮揚につながる店舗、旅館、飲食店、事業所を再開、継続する者を対象として、地域振興基金（合併基金 28 億 5 千万円）の一部を原資に、今回の豪雨災害に限定した施設・設備の復旧費の一部を補助する市独自制度の創出の考え方は、

【答弁】

栗原市は、東日本大震災により自己所有の施設（店舗、工場、事務所等）及び設備（建物付帯設備、内装、生産設備等）が被害を受け、事業を再建するため施設・設備の復旧を行った小規模事業者に災害復旧補助金を交付する内容で平成２３年５月から支援を開始し、今年８月３１日までの受付分をもって支援制度を終了させる考えであると聞いています。

今回の九州北部豪雨に伴う被災者への支援は、国・県の制度に基づいて取り組んでいるところです。なお、営業活動を再開するための支援につきましては現在、国・県においても制度がないため、市独自で新たな制度を創出することは考えていませんが、今回の豪雨災害被災３県の発案により先ほどご答弁いたしましたように、先月の九州地方知事会において国に対して、生業に必要不可欠な店舗建物等も支援対象とするよう、被災者生活再建支援法の改正を求めているところであることを県からお聞きしていますので、今後も国・県の動向を今後も注視していきたいと考えています。

④市として、国、県に要望もしない。市独自の新たな助成制度も検討しないということですが、住民に一番身近な基礎自治体である市が要望をしなくて、国、県が動くはずがありません。住民ニーズをきめ細やかに把握し、被災者支援や地域振興、観光浮揚のために新たな支援策を検討することは、中津市民全体のコンセンサスは得られると私は理解していますし、ぜひ支援をしてやってくれと聞いています。市はどこを見てるのかわかりません

が、市民目線で再検討されることを強く求めます。

3. 平成 26 年 NHK 大河ドラマ「軍師官兵衛」を活かした地域活性化

中津市では「豊前國中津黒田武士顕彰会」が平成 17 年 10 月に発足し、官兵衛に関する講演会や官兵衛にちなんだオリジナル ゆるキャラ「あ！官兵衛」を製作するなど、小野真六会長を中心に大河ドラマ誘致を目指して活動を展開してきた。

中津市は、平成 20 年 11 月、姫路市長を会長とした「NHK 大河ドラマ『黒田官兵衛』を誘致する会」に参画し、平成 21 年 1 月 19 日 NHK 会長へ「黒田官兵衛のドラマ化を求める要望書」を提出するなど、官民を挙げて取り組んできた成果として、今年 10 月 10 日、戦国時代に活躍し、名軍師として知られる中津市ゆかりの武将・黒田官兵衛の生涯を描く「軍師官兵衛」が平成 26 年放送の NHK 大河ドラマに決まった。

大河ドラマがもたらす経済波及効果は、莫大な金額となっている。日銀などは、2010 年の「龍馬伝」で高知県内に約 234 億円、2011 年の「江～姫たちの戦国～」で滋賀県内に約 162 億円、12 年の「平清盛」で広島県内に約 202 億円、13 年の「八重の桜」で福島県内に約 111 億円の効果を試算している。

そこで、中津市にどの程度の経済波及効果がもたらされるかは、今後一年間の取り組み如何にかかっていると言っても過言でないと思われる。そこで、

(1) 大河ドラマによる地域活性化に向けた機構改革の見直し、推進体制の強化は、

【答弁】

大河ドラマ「軍師官兵衛」放送決定に伴う観光戦略を基本とする地域活性化に向けた施策の必要性は感じております。

今年度については、専任の部署の設置等の体制強化を検討するとともに、臨時職員の増員を行う予定です。

来年度の組織体制については、放送開始前が重要な時期のため、さらなる体制強化に向けて、現在検討を行っています。

①専任の部署の設置等の体制強化ということは職員を増やすということですね。次に、

(2) 放映を睨んだ地域活性化ロードマップの作成は、

【答弁】

11 月 19 日には、官兵衛にゆかりのある近隣自治体や関係団体などで構成され、新貝市長を会長とする「大河ドラマ『軍師官兵衛』推進協議会」も設置いたしました。

2014 年の大河ドラマ『軍師官兵衛』の放映決定が発表された直後から取り組みを開始しております。放送終了以降も見据えたタイムスケジュールの概略につきましては、推進協議会に提案し、承認をいただいております。

今後は推進協議会の下に設置予定の企画部会で具体的な事業計画及びそれに合わせた

タイムスケジュールを作成したいと考えております。

①この時期、地域活性化に向けてロードマップを作成して動き出しているのは、当然だと思っておりますが、いずれにしても年内、年明けの１月から３月が勝負だと思えます。年内に企画を練り上げ、１月から一斉にスタート、３月からホップステップジャンプ、そして再来年１月から放映という形で、待ったなしです。担当となる課長や係長は大変だと思えますが、これは中津市を全国に売り出す絶好の機会です。今後の中津市の人口が１０万人になるか２０万人になるかという大きな期待ができる事業ですから、是非頑張ってくださいと思います。

(３) 広告宣伝活動の推進として、私なりに考えて見ました。

- ①ソフト事業として、イメージキャラクターの作成・登録商標を最優先に進め、路線バス・ソニックへの掲示、ステッカー・グッズの作成、お土産品の開発、漫画本の作成、脚本家を招いたシンポジウムの開催、黒田の石垣まつり、黒田官兵衛ゆかりの場所を巡る観光ルートの開発・姫路・福岡・中津を巡るバスツアー、図書館の特設コーナーの設置、中津城天守閣展示室の企画展示
- ②ハード事業として、長岩城、平田城、中津城等のロケ地の誘致及び整備、歴史民俗資料館としての黒田官兵衛記念館の整備、
等が考えられるが、現段階で検討されている広告宣伝活動は、

【答弁】（観光課）

大河ドラマファンを含めた観光誘客を図るため、推進協議会を中心とした情報発信や種々の媒体を通じた宣伝活動が重要であると考えております。

中津市単独では、市民のみならずとともに放送決定をお祝いするため、放映決定直後に横断幕や懸垂幕を作成し、市庁舎や市内のショッピングセンターの外壁などに掲げております。

今後は、推進協議会会員の皆様方をはじめ多くの関係者の方々と連携・協議を図りながら、あらゆる機会を捉えた広報宣伝活動に努めてまいります。

現時点で考えられる方策における誘客宣伝活動といたしましては、大河ドラマ関連のイベントの開催、新たな旅行商品の開発・商品化などに努め、あらゆる機会を捉えたPRに取り組んでまいります。

受入体制の整備といたしましては、ガイドマップ・パンフレット・案内板等の作成、官兵衛ゆかりの地めぐりなど新たな観光コースの造成等を計画しており、さらに、ガイド協議会と連携しボランティアガイドの養成等も計画してまいります。

また、官兵衛に関する資料などを展示した資料館を設置する方向で検討しております。

平成２６年１２月の放映終了後からは、「官兵衛」効果の検証を行うとともに、誘客に効果的な継続策の実行に努めてまいります。

今後は、協議会会員をはじめ関係者の方々のご意見やお知恵をいただきながら、中津市

を含めた豊前地域の認知度を向上させ、また、より多くの観光客の皆様に訪れていただく方策を計画し、地域活性化・観光振興に努めてまいります。

【答弁】文化振興課

文化振興課では、NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」が市民一体となって盛り上がるよう

- 1.「黒田官兵衛ガイドブック」や「黒田ゆかりの地マップ」、「パンフレット」の作成。
- 2.市民の方々や観光客の皆様に「黒田の石垣」と「黒田ゆかりの地」を紹介するイベントを行う。
- 3.「黒田ゆかりの地」をわかりやすく誰でも巡れるよう案内ルートを設定した看板の設置。
- 4.中津で黒田と対立していた宇都宮一族にスポットを当て一族の興亡をテーマにした（仮称）「黒田と宇都宮一族」のマンガ本を発刊し、発刊記念講演会を行う。
- 5.図書館では、「軍師官兵衛コーナー」を設置し、黒田家に関する資料を市民の皆様に提供できるようにする。以上のような計画をしています。

また、黒田ゆかりの資料が少ないため、歴史民俗資料館のような常設の「黒田官兵衛記念館」の整備は、考えていません。

③10月に放映が決まって間もないため、これから煮詰めていくのだと思いますが、色々な取組みをお願いしたいと思います。そうするとお金がかかる訳ですが、

（４）平成25年度予算における重点配分の考え方は、

【答弁】

観光面など本市の活性化に寄与することが期待されるところであり、関係部署と協議しながら、限られた財源の中でも優先的に必要経費の確保に努めていきたいと考えています。

②大河ドラマがもたらす経済波及効果は、これまでの例から少なく見積もっても100億円以上と推測されます。その内10%を中津市に呼び込む取組みを行うとして10億円の経済波及効果が期待されます。そこで、国の観光地域ブランド確立支援事業や都市再生整備事業、県の地域活性化総合補助金等の補助金制度を活用して、1億円程度の予算計上を行うぐらいの意気込みが必要と考えるが如何か、

【総務部長答弁】

基本的には、金額ありきではないと考えています。どういう事業が中津を売っていく上で有効かを考え、担当課から予算要求があれば精査していきます。そして、最終的には議会の議決という形で承認を頂く訳ですから、金額は別にして強い意気込みで取り組んでいきます。その際、各種補助制度が使うことができれば活用していきます。また、中心市街地活性化の都市再生整備計画事業の中で、必要なものは前倒しで実施していきたい。

【産業振興部長答弁】

軍師官兵衛推進協議会の中では、名誉会長として大分県知事、委員として県企画振興部長も入っています。県としてもこの事業については全面的に協力していただけますので、県の補助事業等についても十分活用していきたいと考えています。

【市長答弁】

今回のNHK大河ドラマの決定は非常にうれしく思っています。市を上げて、みんなが協力し合ってやっていかなければならないと思います。この事業は、福岡市や姫路市だけではなく、近郊の築上町から杵築市、別府市と協力し合って取り組んでいく必要があると考えています。いずれにしても、市だけでなく市民全員でこの機運を盛り上げ、この大河ドラマ放映を活用していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

① 1億円が独り歩きしてしまうと困るのですが、そういう意気込みということでご理解いただきたいと思います。これで、一般質問を終わります。